

○旭川市特別職報酬等審議会条例

昭和40年12月28日条例第44号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料（以下「特別職報酬等」という。）の額について審議するため、旭川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、特別職報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は委員10人以内をもつて組織し、その委員は本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 旭川市特別の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 防災会議委員	日額800円	旭川市職員の旅費に関する条例 に定める 2 級旅費
-------------	--------	------------------------------

を

「 防災会議委員	日額800円	旭川市職員の旅費に関する条例 に定める 2 級旅費
特別職報酬等審議会委員	日額800円	旭川市職員の旅費に関する条例 に定める 2 級旅費

に改める。

附 則（平成元年10月16日条例第34号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成元年11月規則第46号で、同元年11月18日から施行）

附 則（平成 7 年 3 月28日条例第10号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成 7 年 4 月規則第23号で、同 7 年 4 月15日から施行）

附 則（平成19年 3 月23日条例第 7 号抄）

（施行期日等）

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成20年 9 月19日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市特別職報酬等審議会条例の規定は、平成20年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成27年 3 月25日条例第 4 号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。